

○財務省令第五十三号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十号）並びに関税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百四号）の施行に伴い、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十一日

財務大臣 麻生 太郎

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成二十九年省令第一号）の税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令（平成二十九年省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中、関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）第七条の改正規定及び第七条の三の改正規定を削り、本則に一条を加える改正規定中「第三十二項から第三十四項まで」を「第三十項から第三十二項まで」に改める。

第三条中、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）別表第一の改正規定中「第四〇号の四及び第四〇号の五」を「第四〇号の三及び第四〇号の四」に、「四〇の四」を「四〇の三」に、「四〇の五」を「四〇の四」に改める。

附則中、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日」に改める。

附 則

この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、本則中第三条の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。